

大阪府立工芸高等学校・給品部運営事業者募集要項

大阪府立工芸高等学校(以下「学校」という。)が行う給品部運営事業者(以下「運営事業者」という。)の募集に応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 使用許可物件

【給品部】

使用許可場所／所在地	面積	最低使用料(税抜)	その他 (特記事項)	位置
大阪府立工芸高等学校 〔 大阪市阿倍野区 文の里 1-7-2 〕	24 m ²	(年額) 57,600 円 (ただし、R8 年 8 月～R9 年 3 月分は、38,400 円)		別図

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産者で復権を得ない者

キ 府の指名停止措置を受けている者又は府の指名停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分(違法又は不適當な行為によるものである場合に限る。)を受けている者

(2) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者(アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。)であること

ア 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

- オ 正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者、及び正当な理由がなく使用料・光熱水費等を滞納している者
- カ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 法令等の規定により営業・販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること
- (6) 府税に係る徴収金を完納していること、かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること

3 公募条件等

(1) 応募価格

応募価格は、(2)アの使用許可の期間にかかわらず、年額使用料(税抜)を百円単位で記入してください。

(2) 使用料等

ア 使用許可の期間

使用許可の期間は、令和8年8月1日から令和13年7月31日の5年とします。

イ 学校行事等

使用許可期間は前記アのとおりですが、期間中の土・日・祝祭日・学校休業日は原則として閉校しています。例外として、補講やクラブ活動、校庭開放等があります。また、期間中の夏休み・冬休み・春休み等の長期休業中の平日は開校していますが、原則として生徒は登校していません。この他に遠足や修学旅行、創立記念日等で生徒が登校しない日が年に数日あります。

学期中であっても、定期試験等による試験前及び試験中は短縮授業(午前中のみ)が定期的にあります。この期間中のクラブ活動は禁止されています。

上記長期休業中の例外として、3年生の授業や学年の補講、クラブ活動、校庭開放等の行事が短期間予定されています。また、校庭開放(土・日)は年間を通じて予定をたてて行っています。

ウ 使用料

学校が設定する最低使用料以上で申し込みのあったもののうち、5の方法により決定した運営事業者が応募した応募価格(税抜額)を基本の年間使用料とします。

なお、使用料の税込額に10円未満の端数があるときは、切り捨てます。

エ 使用料の納入

使用料は、年度ごとに大阪府(大阪府教育委員会教育長)の発する納入通知書により、使用開始前又は年度開始前の大阪府(大阪府教育委員会教育長)が指定する期限までに当該年度分を全額納入してください。

(3) 必要経費の負担

ア 運営事業者が負担すべき経費

(ア) 給品部の設置及び移設・増設・撤去に要する工事費等の一切の費用

(イ) 設置に必要な各種手続きに要する費用

(ウ) 給品部の運営に必要な一切の光熱水費並びにこれらに必要な維持管理費用

(エ) 使用中における給品部の清掃を行う場合の費用

イ 光熱水費その他経費の負担内容

給品部の運営に必要な光熱水費及びその他維持管理に必要な経費の負担内容は、次のとおりとします。

毎月の光熱水費使用料の計算は次の【光熱水費使用料計算式】のとおりとし、大阪府(大阪府教育委員会教育長)が指定する期限までに全額納入してください。

【光熱水費使用料計算式】

(電気)

親メーターにより学校が支払う月額電力料金×子メーターの表示する月間使用電力量(kW)÷当該親メーターの表示する月間使用電力量(kW)

(水道)

学校が支払う月額水道料金×(使用許可面積×0.05)÷(学校建物の総面積－使用許可面積)

(ガス)

学校が支払う月額ガス料金×使用許可面積÷学校建物の総面積

なお、学校が支払う月額料金には、消費税及び地方消費税を含みます。また、運営事業者が支払う光熱水費に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

(4) 遵守事項及び使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

ア 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料及び光熱水費等の費用を期限までに確実に納付すること

イ 使用期間中に2(3)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと

ウ 給品部を運営する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと

エ 販売品の搬入並びに廃棄物の搬出時間及び経路については、学校の指示に従うこと

オ 給品部の移設・増設・撤去等を行う場合は、事前に学校と協議し、その指示に従うこと

(5) 原状回復

運営事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、運営事業者は一切の補償を大阪府(学校)に請求することができません。

4 応募申込手続き

(1) 申込方法

ア 郵送する場合

※ 郵送等により申込む場合は、必ず確認がとれる書留、配達記録、宅配便など

を利用するようにしてください。

【申込受付期間】

令和 8 年 4 月 13 日 (月) ~ 令和 8 年 5 月 11 日 (月) ≪ 必着 ≫

提出先 〒545-0004

大阪市阿倍野区文の里 1 - 7 - 2

大阪府立工芸高等学校 事務室

イ 持参する場合

【申込受付期間】

令和 8 年 4 月 13 日 (月) ~ 令和 8 年 5 月 11 日 (月)

午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 00 分

なお、土曜日、日曜日、祝日、学校休業日は受付を行いません。

提出先 大阪市阿倍野区文の里 1 - 7 - 2

大阪府立工芸高等学校 事務室

(2) 必要な書類 (各 1 部)

ア 応募申込書 (学校指定様式)

イ 給品部運営計画書 (学校指定様式)

ウ 誓約書 (学校指定様式)

エ 会社概要等 (会社パンフレットなど営業実態が判断できるもの)

(3) その他

応募申込は、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

5 運営事業者の決定

(1) 提出された応募書類等の審査を行い、必要な資格を満たしている者を営業事業者の選定対象とします。

(2) 選定対象の内、公募物件に対し、学校が設定する最低使用料以上の額で、かつ給品部の応募価格 (提案使用料) を得点化するとともに、その他の選択項目で審査した結果も得点化して、両方を合わせ総合的に判定し、最も高い評価 (得点) で応募申込みを行った者を選定し、運営事業者とします。

(3) 最も高い評価 (得点) を得た運営事業者が 2 者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定します。

(4) 審査の評価 (採点) 方法については、別紙「給品部運営事業者選定採点表」をご覧ください。

(5) 運営事業者の決定日及び公表等

運営事業者の決定は、令和 8 年 5 月 18 日 (月) の予定です。運営事業者の決定後、応募者に決定金額 (審査評価結果) 及び決定した運営事業者名を通知するとともに、学校ホームページに決定金額 (審査評価結果) 及び運営事業者の氏名 (法人の場合は法人名) を掲載します。

6 使用許可申請の手続き

運営事業者に決定した者は、令和 8 年 5 月 25 日 (月) までに、行政財産使用許可申請書を提出してください。併せて、2 (6) に記載する税の納付の証明として、府税事務所の発行する全税目の納税証明書 (「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のな

いこと」の納税証明書)と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(いずれも発行日から3か月以内のものに限る。)を提出してください。

《行政財産使用許可申請提出書類》

※ 提出部数は各1通

学校指定様式等は運営事業者決定後に学校からお渡しします。

(1) 行政財産使用許可申請書(学校指定様式)

(2) 証明書類(発行日から3か月以内のもの)

<法人の場合>

商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、印鑑証明書及び代表者の資格証明書、委任状

<個人の場合>

印鑑登録証明書(市役所(町村役場)発行のもの)

(3) 役員名簿(氏名<漢字/ふりがな>、生年月日、性別、法人名、法人所在地を記載。(様式任意)ただし、現実と相違する場合は速やかに変更手続きを行ってください。)

7 運営事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、運営事業者としての決定を取消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- (2) 運営事業者が応募者の資格を失った場合

8 その他

(1) 許可の手続きに関する一切の費用については、運営事業者の負担とします。

(2) 募集に関する問い合わせ先

大阪府立工芸高等学校事務室 担当 玉作

電話 06-6623-0485

F A X 06-6623-8419

電子メール koge-hs@sbox.pref-osaka.ed.jp

給品部運営事業者選定 採点表

審査項目	審査内容	配点
使用料	・提案使用料	40点
営業時間等	・生徒の利便に供する営業日・時間となっているか ・文化祭、工芸展等の催事前や長期休業日の営業対応 等	25点
取扱品目	・生徒が授業、実習等で必要とする物品を取り扱っているか ・確実に仕入れできる体制を整えているか 等	25点
業務運営体制	・入学時等の繁忙時に対応できる人員体制をとれるか 等	10点
合 計		100点